主 文 本件控訴はこれを棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人手代木隆吉提出の控訴趣意書記載のとおりであるから茲に之を引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

右控訴の趣意第一点について。

同第三点について。

〈要旨〉論旨第一点において説示したとおり被告人が再三所轄杉並警察署勤務警察官から異常に高音の放送をなさざ〈/要旨〉るよう注意を受けていたことは明らかであり、かかる注意は軽犯罪法第一条第十四号にいわゆる公務員の制止に該当するものと解するを相当とする。されば公務員の注意は受けたが制止は受けたことがないとする所論は到底採用し難い。したがつて原判決には所論のように法令の適用に誤はないから、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 花輪三次郎 判事 川本彦四郎 判事 山本長次)